

愛知淑徳大学学則

第1章 総則

第1条 本学は愛知淑徳大学と称し、学校法人愛知淑徳学園が設置する。

第2条 本学は教育基本法並びに学校教育法に準拠し、学園の創立精神を基本として、健康で気品のあ
る人格・不撓不屈の精神力、陰徳を心がける豊かな情操を涵養するとともに、学術研鑽とその創造的
な活用に万全の努力を払い、あまねく真・善・美の真価を調和的に体得することにより、社会と文化
の発展に貢献するすぐれた人材の育成を目的とする。

第3条 本学はその目的を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するも
のとする。

2 自己点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員、修業年限、大学院及び留学生別科

第4条 本学に次の学部、学科及び専攻を置く。

文学部

国文学科

教育学部

教育学科

人間情報学部

人間情報学科

感性工学専攻

データサイエンス専攻

心理学部

心理学科

創造表現学部

創造表現学科

創作表現専攻

メディアプロデュース専攻

建築学部

建築学科

建築・まちづくり専攻

住居・インテリアデザイン専攻

健康医療科学部

医療貢献学科

言語聴覚学専攻

視覚科学専攻

理学療法学専攻

臨床検査学専攻

スポーツ・健康医科学科

スポーツ・健康科学専攻

救急救命学専攻

食健康科学部

健康栄養学科

食創造科学科

福祉貢献学部

福祉貢献学科

社会福祉専攻

子ども福祉専攻

交流文化学部

交流文化学科

ランゲージ専攻
 国際交流・観光専攻
 ビジネス学部
 ビジネス学科
 グローバル・コミュニケーション学部
 グローバル・コミュニケーション学科

第5条 学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員（3年次）	収容定員
文学部			
国文学科	95人		380人
教育学部			
教育学科	140人		560人
人間情報学部			
人間情報学科	200人		800人
感性工学専攻			
データサイエンス専攻			
心理学部			
心理学科	180人		720人
創造表現学部			
創造表現学科			
創作表現専攻	95人		380人
メディアプロデュース専攻	130人		520人
建築学部			
建築学科	130人		520人
建築・まちづくり専攻			
住居・インテリアデザイン専攻			
健康医療科学部			
医療貢献学科			
言語聴覚学専攻	40人		160人
視覚科学専攻	40人		160人
理学療法学専攻	40人		160人
臨床検査学専攻	40人		160人
スポーツ・健康医科学科	130人		520人
スポーツ・健康科学専攻			
救急救命学専攻			
食健康科学部			
健康栄養学科	80人		320人

食創造科学科	120人	480人
福祉貢献学部		
福祉貢献学科		
社会福祉専攻	70人	280人
子ども福祉専攻	50人	200人
交流文化学部		
交流文化学科	260人	1,040人
ランゲージ専攻		
国際交流・観光専攻		
ビジネス学部		
ビジネス学科	230人	920人
グローバル・コミュニケーション学部		
グローバル・コミュニケーション学科	80人	320人

第6条 学部の修業年限は、4年とする。

2 在学年数は、8年を超えることはできない。ただし、編入学した学生の在学年数は、第26条第3項の規定で定める在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

第7条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第8条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科の規程は、別に定める。

第3章 職員組織・大学協議会及び学部教授会

第9条 本学に学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長及び学生部長を置く。

2 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて大学の重要な事項についての校務をつかさどる。

4 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部にも所属する教員を指揮監督する。

5 研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて研究科内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、研究科にも所属する教員を指揮監督する。

6 教務部長及び学生部長は、学長を補佐し、その命を受けて大学に関する教学運営業務を統括する。

7 本学の職員は、教育職員、医療職員、事務職員、その他大学が定める職員とする。

8 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

第10条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第11条 協議会は、次の各号に掲げるもので組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 学部長及び学部選出の教授（各1人）
- (6) 研究科長
- (7) 学長補佐
- (8) 図書館長
- (9) 国際交流センター長
- (10) 日本語教育センター長

- (11) コミュニティ・コラボレーションセンター長
- (12) キャリアセンター長
- (13) ダイバーシティ共生センター長
- (14) AI・データサイエンス教育センター長
- (15) 教職・司書・学芸員教育センター長
- (16) 学修・教育支援センター長
- (17) 事務局長
- (18) その他学長の指名する者

第12条 協議会は、学長が招集し、議長となる。

2 学長は協議会で審議した結果を参酌した上で、当該議案についての決定をおこなう。

第13条 協議会は、次の事項について審議する。

- (1) 学則その他重要規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学生の定員に関する事項
- (3) 大学、大学院その他部局の連絡調整に関する事項
- (4) 教育職員の人事に関する事項
- (5) その他本学の運営に関し、学長が必要と認める事項

第14条 本学に教授会を置く。

2 学長は第15条に掲げる事項について教授会に審議を求めるものとする。

3 学長は、教授会の意見を参酌した上で、当該議案についての決定をおこなう。

第15条 教授会は次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第16条 教授会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 学年を前期及び後期の2学期に分け、その期間の標準は次のとおりとし、毎年学年の開始までにこれを定める。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第19条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
- (3) 愛知淑徳学園創立記念日5月17日
- (4) 夏季休業8月12日から8月17日まで
- (5) 冬季休業12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要であると認める場合は、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日においても、学長が必要と認める場合は、授業を行うことができる。

第5章 入学

第20条 入学の時期は学期の始めとする。

第21条 本学の学部に入學することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (9) 高等学校に2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者

第22条 前条に規定する者で入学を志願する者は、所定の書類に第54条の入学検定料を添えて、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

第23条 学長は、前条の入学志願者に対し選考の上、合格者を定める。

第24条 学長は、前条の合格者で、所定の期日までに第55条の学納金を納入し、誓約書その他所定の書類の提出を完了した者に、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

第25条 前条の誓約書は、保証人1名が連署したものでなければならない。

2 保証人は父母又はそれに準ずる者でなければならない。

3 保証人は学生の身上に関して一切の責任を負う。

4 保証人の変更又は保証人に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第6章 編入学、再入学、転学部、転学科及び転専攻

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、学長は選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 本学以外の大学に、第2年次編入にあたっては1年以上在学し30単位以上修得した者、第3年次編入にあたっては2年以上在学し60単位以上修得した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

(5) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育期間を含む）を修了した者

(6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

2 前項に規定する者のほか、学長は次の各号のいずれかに該当する者を選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

(1) 本学の複数学位取得を志願する者

(2) 本学と海外の大学との協定書に基づく複数学位取得を志願する者

3 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、学部長は教授会の議を経て、教授会で審議した結果を学長に上申する。

4 学長は第44条の規定により退学した者又は第46条第2項の規定により除籍された者が、退学又は除籍の日から5年以内に、退学又は除籍時に在籍した学部の学科又は専攻に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、再入学を認めることができる。

5 編入学及び再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第27条 本学に入学した者で、転学部、転学科又は転専攻を志願する者は、学年の初めに限り、学長は特別の選考によって、これを許可することができる。

2 転学部、転学科及び転専攻に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 授業科目の履修方法、成績評価及び留学等

第28条 授業科目の開設及びその単位については、学部及び教育センター等の本学が設置する教育研究機関（以下「学部等」という。）が審議し、学長が定める。この場合において、教育センター等が開設する授業科目及びその単位については、重ねて大学協議会の審議を要するものとする。

第29条 授業科目を履修した学生には、試験及びそれに準ずる適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 成績評価はA+（90%以上）、A（80～89%）、B（70～79%）、C（60～69%）、F（59%以下）、失、欠、合、否、認及びWをもって表示し、A+、A、B、C及び合を合格、F及び否を不合格とする。また、受験資格喪失を失、欠席を欠、認定を認、履修中止をWとする。

3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、A+につき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、F、失及び欠につき0を、それぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点に、その単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

5 前4項に定めるもののほか、必要な項目は、授業科目を開設する学部等の規程で定める。

第30条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて該当授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって定める。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）卒業論文、卒業研究及び卒業制作等については別に定める。

第30条の2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業方法により実施する授業は、同時性又は即時性を持つ双方向性（対話性）を有し、授業時数が授業の半数を超える場合に遠隔授業として取り扱うものとする。

3 前2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならないものとする。

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第32条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項に関して必要な事項は、学部において定める。

第32条の2 学生は、本学大学院の研究科目のうち研究科が開放科目として指定した科目（以下「研究科開放科目」という。）を大学院科目等履修生として履修することができる。

2 研究科開放科目及び履修に関し必要な事項は、研究科において定める。

第33条 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学し、又は外国の大学又は短期大学が行う通信教育の授業科目を我が国で履修した場合について準用する。

3 学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を認定することができる。

4 第1項及び第2項により修得した単位とみなされる単位数は、第3項により認定することのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第34条 学生が本学に入学する前に大学（本学を含む。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、相当の単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす。

し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第35条 学生は、学長の許可を得て、休学することなく、外国の大学又は短期大学に留学して授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定による留学を希望する学生は、保証人と連署で所属学部長を通じ学長に申し出なければならない。

第36条 前条の規定により留学した学生から、留学の期間及びその期間において履修した授業科目について修得した単位を、本学の在学期間及び修得単位として認定するよう申し出があったときは、学長は、教授会の議を経て認定することができる。

2 留学期間中も授業料その他の学納金を納入しなければならない。

3 その他留学に関して必要な事項は、別に定める。

第37条 本学に教職課程を置き、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定める授業科目を開設する。

2 教職課程に関して必要な事項は、別に定める。

第38条 本学に司書課程を置き、図書館法（昭和25年法律第118号）及び同法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の定める授業科目を開設する。

2 司書課程に関して必要な事項は、別に定める。

第39条 本学に学芸員課程を置き、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定める授業科目を開設する。

2 学芸員課程に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 休学及び復学

第40条 学生は、疾病その他の事由で引き続き3ヵ月以上の修学が困難なときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に保証人連署の上、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて提出しなければならない。

3 第1項の場合は、学部長は、教授会の議を経て、教授会で審議した結果を学長に上申する。

第41条 学長は、特別の必要があると認められた者に対しては、休学を命じることができる。

第42条 休学期間は1年以内とする。ただし、正当な理由が認められた者には、引き続き休学を許可することができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は卒業に必要な在学年数に算入しない。

4 休学中の学納金については、学納金等納入規程に定める。

第43条 休学期間中にその事由が消滅したときには、学長は教授会の議を経て、復学を許可することができる。

2 第41条の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第9章 退学、転学、除籍及び復籍

第44条 学生が退学しようとするときは、事由を明記した退学願に保証人連署の上、学長に提出しなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の議を経て、これを許可する。

第45条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を明記した転学願に保証人連署の上、学長に提出しなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の議を経て、これを許可する。

第46条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

（1）第6条第2項に規定する在学年数に至っても卒業できないとき
（2）学納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき

（3）休学期間を満了しても復学又は退学しないとき

（4）死亡又は行方不明になったとき

（5）就学継続の意思がないものと確認されたとき

2 前項第2号により除籍された者が、所定の期間内に復籍を願い出たときは、学長は、教授会の議を

経て復籍を許可することができる。

第10章 卒業及び学位

第47条 本学に所定の期間在学し、所定の授業科目及びその単位を修得し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は教授会の議を経て、教授会で審議した結果を学長に上申し、学長は教授会の意見を参酌した上で卒業を認定する。

- 2 卒業に必要な単位数は学部規程に定める。
- 3 学長は、第1項の規定により卒業を認定された者に、学士の学位を授与する。
- 4 学位に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

第48条 学長は、学業、課外活動等で顕著な実績をあげた学生を表彰することができる。

- 2 学生の表彰に関する規程は、別に定める。

第49条 本学の諸規程に反して秩序を乱し、又は学生の本分にもとる行為があった学生を懲戒する。

- 2 懲戒については、当該教授会の議を経て、学長が行う。
- 3 懲戒は訓告、停学及び退学の3種類とする。
- 4 前項の場合における退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 本学の諸規程に反して秩序を甚だしく乱した者
 - (2) 学生としての本分に著しく反した者
 - (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 5 その他懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

第50条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者に対して、教育研究上支障がないと認めたときは選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生の履修方法及び単位の授与は、第29条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第51条 学長は、本学との協定に基づいて、本学において授業科目を履修しようとする者を、特別科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 特別科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第52条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において授業科目を聴講しようとする者に対して、教育研究上支障がないと認めたときは選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

第53条 日本の国籍を有しない者で、大学における教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、特別の選考により、外国人留学生として入学を許可することができる。

第13章 学納金

第54条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に入学検定料を納入しなければならない。

第55条 入学する者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を納入しなければならない。

第56条 本学が必要と認めた者には、学納金の一部又は全部を免除することができる。

- 2 学納金の免除に関しては、別に定める。

第57条 学生は、学納金を所定の方法で所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 所定の学納金を完納しない者は、卒業の認定をしない。
- 3 学納金に関する規程は、別に定める。

第58条 実験実習費その他必要な費用は、別に徴収する。

第59条 既納の学納金は返還しない。

第14章 開放講座及び公開講座

第60条 本学の開設する授業科目のうち特に定めるものを開放講座とし、本学の学生以外の者に聴講させることができる。

2 開放講座に関して必要な事項は、別に定める。

第61条 本学は、生涯学習に寄与するため授業科目の他に公開講座を開設することができる。

第15章 研究所及びセンター等

第62条 本学に研究所を置く。

2 研究所に関して必要な事項は、別に定める。

第63条 本学にセンター等を置く。

2 センター等は次の各号に掲げるセンター及び部門を置き、各センター及び部門に関して必要な事項は、別に定める。

- (1) 国際交流センター
- (2) 日本語教育センター
- (3) コミュニティ・コラボレーションセンター
- (4) キャリアセンター
- (5) ダイバーシティ共生センター
- (6) AI・データサイエンス教育センター
- (7) 教職・司書・学芸員教育センター
- (8) 学修・教育支援センター
- (9) 会計教育部門

第64条 本学に相談室等を置く。

2 相談室等は次の各号に掲げる相談室等を置き、相談室等に関して必要な事項は、別に定める。

- (1) 学生相談室
- (2) 保健管理室

第65条 本学に学外に開放する機構として、付設機関を置く。

2 次の各号に掲げる付設機関を置き、付設機関に関して必要な事項は、別に定める。

- (1) 心理臨床相談室
- (2) 愛知淑徳大学クリニック
- (3) 愛知淑徳職場内保育室

第16章 図書館

第66条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第17章 厚生補導施設等

第67条 本学は必要に応じて、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を置く。

第18章 補則

第68条 この学則に定めるもののほか、学則施行に必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭51. 4. 1改定）

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度入学した者に係る授業料等の額は、第31条の規定にかかわらず、改定前の通りとする。

附 則（昭52. 4. 1改定）

- 1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第31条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

附 則（昭 53. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 52 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 54. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 53 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 55. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 56. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 55 年度以降の授業料については、毎年人事院勧告による国家公務員給与ベースアップ率等を基準として改定することがある。

附 則（昭 57. 4. 1 改定）

本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 58. 4. 1 改正）

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 59. 4. 1 改正）

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 60. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年度以降の図書館情報学科の授業料については、毎年人事院勧告による国家公務員給与ベースアップ率等を基準として改定することがある。

附 則（昭 61. 4. 1 改正）

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 62. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 62 年 3 月 31 日現在において、本学に在学するものについては、第 3 条別表第 1、第 9 条及び第 31 条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭 63. 4. 1 改定）

- 1 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 63 年 3 月 31 日現在において、本学に在学するものについては、第 3 条別表第 1、第 9 条及び第 31 条別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平元. 4. 1 改正）

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2. 4. 1 改正）

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 3. 4. 1 改正）

- 1 学則第 17 条の規定にかかわらず、文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科及びコミュニケーション学科の入学定員を平成 3 年度から平成 11 年度までの期間おのおの 150 名とする。
- 2 平成 3 年度以降の文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科及びコミュニケーション学科の授業料等の学納金については、毎年度人事院勧告による国家公務員給与のベースアップ等を基準として改定することがある。
- 3 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 4. 4. 1 改正）

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 5. 4. 1 改正）

- 1 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年度以降の文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科、コミュニケーション学科の授業

料等の学納金については、なお従前の例による。

附 則 (平 6. 4. 1 改正)

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以降の文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科、コミュニケーション学科の授業料等の学納金については、なお従前の例による。

附 則 (平 7. 4. 1 改正)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の改正規定中現代社会学部に係る入学検定料については、平成7年1月10日から施行する。
- 3 学則第5条の規定にかかわらず、文学部国文学科、英文学科、図書館情報学科及びコミュニケーション学科の収容定員を、平成3年度から平成11年度までの期間おのおの600名とする。

附 則 (平 7. 7. 29改正)

この学則は、平成7年7月29日から施行し、平成8年度以降の入学に係る入学検定料について適用する。

附 則 (平 8. 1. 9 改正)

- 1 この学則は、平成8年1月9日から施行する。
- 2 改正後の学則別表第2に規定する授業料及び維持費の額は、平成8年度以後に入学又は在学する学生について適用する。

附 則 (平 8. 4. 1 改正)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平 9. 4. 1 改正)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平 1 1. 4. 1 改正)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平 1 2. 4. 1 改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(經過措置)

- 2 この学則施行の際、現に文学部コミュニケーション学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。なお、文学部コミュニケーション学科の廃止は、当該学科に在籍する総ての学生の卒業をもって行うものとする。
- 3 改正後の学則第5条の規定にかかわらず、臨時的定員の一部延長に伴う文学部及びコミュニケーション学部各年度の入学定員及び収容定員並びに前項の規定による文学部コミュニケーション学科の廃止までの間の収容定員は、次の表のとおりとする。

[illegible]

コミュニケーション心理学科	16 2人	15 9人	15 6人	15 3人	16 2人	32 1人	49 2人	66 0人	64 8人	63 9人	63 3人
ビジネスコミュニケーション学科	15 8人	15 6人	15 4人	15 2人	15 8人	31 4人	48 3人	65 0人	64 2人	63 6人	63 2人
言語コミュニケーション学科	10 8人	10 6人	10 4人	10 2人	10 8人	21 4人	32 8人	44 0人	43 2人	42 6人	42 2人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則第34条の規定は、平成14年度の入学生から適用し、この学則施行の日現在本学に在学する学生が、本学入学前に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、従前のコミュニケーション学部ビジネスコミュニケーション学科及び文化創造学部文化創造学科環境文化専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成18年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員		
	16年度	17年度	18年度
文学部			
国文学科	410人	375人	345人
英文学科	410人	375人	345人
図書館情報学科	430人	415人	405人
現代社会学部			
現代社会学科	1,165人	1,160人	1,180人
コミュニケーション学部			
コミュニケーション心理学科	643人	629人	633人
言語コミュニケーション学科	432人	426人	432人
ビジネスコミュニケーション学科	477人	306人	152人
文化創造学部			

表現文化専攻	395人	410人	435人
多元文化専攻	395人	410人	435人
環境文化専攻	280人	180人	90人

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、平成19年3月31日までの間は、第9条第3項中「准教授、講師、助教」とあるのは、「助教授、講師」と、第14条第2項中「准教授」とあるのは「助教授」と読み替えて適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22. 4. 1改正）

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に文学部図書館情報学科、現代社会学部現代社会学科、コミュニケーション学部コミュニケーション心理学科、言語コミュニケーション学科、文化創造学部文化創造学科、医療福祉学部福祉貢献学科、医療貢献学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 第11条第3号の規定にかかわらず、平成22年4月1日の学部改組にあたり新しく設置される学部の基礎となる学部からは学部選出の教授は置かない。

附 則

この学則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 4. 1改正）

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現にメディアプロデュース学部メディアプロデュース学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 第11条第3号の規定にかかわらず、平成28年4月1日の学部改組にあたり新しく設置される学部の基礎となる学部からは学部選出の教授は置かない。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 4. 1改正）

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、現に文学部英文学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 4. 1 改正）

（施行期日）

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行の際、現に健康医療科学部健康栄養学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（令 7. 4. 1 改正）

（施行期日）

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この学則施行の際、現に文学部総合英語学科、教育学科、創造表現学部創造表現学科建築・インテリアデザイン専攻に在籍する学生の所属は、改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、従前の例による。

○愛知淑徳大学教育学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学教育学部（以下「教育学部」という。）が愛知淑徳大学学則第2条に則り、次に掲げる理念・目的を達するため、教育課程、授業、研究指導等及び運営について、学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(1) 教育学部は、教育を多面的に捉える視点と専門的知識を身に付け、子どもの発達可能性を深く探究する意欲と、子どもを取り巻く社会環境や多様性への対応について、よりよい方向を導き出すために主体的に考え、特別な配慮や支援を必要とする子どもも含めて、様々な子どもに対して適切な指導と支援を行う、総合的な実践力を身に付ける人材を育成することを教育の目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、教育学部の教育に関し必要な事項は、教育学部教授会（以下、「教授会」という。）の定めるところによる。

3 この規程に定めるもののほか、教育学部教育学科（以下、「教育学科」という。）の教育に関し必要な事項は、学科会議の定めるところによる。

(教員編成)

第2条 教育学部は、第1条に掲げる理念・目的を達するため、教育課程、授業、研究指導等及び運営上の必要性に基づき、年齢構成を考慮しつつ、以下の要件を備えた教員により編成される。

(1) 人格、識見、研究上の業績、大学の教育及び運営の能力、学会及び社会における活動並びに心身の健康状態等につき、大学教員たるに適する条件を備えていること。

(2) 教育学部の基本理念、教育目標を共有し実践するために、豊かな人間性と職務に対する使命感を持ちつつ、知識を基盤とする未来に向けた創造的思考力を発揮する能力を身に付けていること。

(3) 横断的視野に立ち、協働して学生指導に当たるためにも、人間と社会に対する深い洞察力に基づく課題探究・解決能力を身に付けていること。

(教授会)

第3条 教授会の組織及び運営に関しては、教授会規程に定める。

(教育課程)

第4条 教育学科の授業科目及びその単位数については、別表第1に掲げるとおりと

する。

（履修条件）

第 5 条 教育学科の授業科目の履修については、別表第 1 に定めるもののほか、各学科の定めるところによる。

（編入学及び再入学学生の既修得単位の認定）

第 6 条 編入学及び再入学による学生の本学入学前に修得した単位の認定については、編入学規程及び再入学規程の定めるところによる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定）

第 7 条 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位並びに本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

2 前項による単位の認定方法については、教授会の定めるところによる。

（外国の大学又は短期大学における修得単位の認定）

第 8 条 学生が外国の大学又は短期大学に留学することによって修得した単位の認定については、留学生派遣規程の定めるところによる。

（授業科目の履修登録）

第 9 条 学生は、毎学期の始めにおいて、その学期に履修しようとする授業科目を登録するものとする。

2 前項により登録することができる授業科目の単位数の合計は、別表第 2 に定める単位数を超えないものとする。ただし、教授会が成績優秀と認めた者については、学期毎に別表第 2 に定める単位数に 4 を加えた単位数まで登録することができるものとする。

3 その他授業科目の履修に関し必要な事項は、履修及び試験規程の定めるところによる。

（所属学部の変更）

第 10 条 所属学部の変更を志願する者は、所属する学部の長を通じて、志願する学部の長に願い出るものとする。

2 所属学部の変更については、志願する学科及び教授会において審議し、学部長は教授会の審議の結果を学長に上申する。

3 その他所属学部の変更に関し必要な事項は、教授会の定めるところによる。

(卒業の要件)

第 1 1 条 教育学部を卒業するためには、大学に 4 年以上在学し、必修科目と選択科目とを合わせて 1 2 4 単位以上を修得しなければならない。

2 開設科目は、各種教育部門・センターの開設する全学共通履修科目と学部の開設する専門教育科目からなるものとする。

3 第 1 項において定める修得単位には、専門教育科目 7 0 単位以上を含むものとし、さらに、全学共通履修科目及び専門教育科目において、別表第 1 に定める必修科目および選択必修科目について所定の単位以上を含むものとする。

4 学部認定科目（他学部・他学科開放科目、愛知学長懇話会単位互換科目及び放送大学単位互換科目）を履修することにより修得した単位は、卒業要件となる単位として認定することができる。

(副専攻プログラム)

第 1 2 条 教育学部が開講する科目のうち、別表第 3 に掲げるものを副専攻プログラム科目と称する。

2 他の学部又は他の学科に在籍する学生が、前項に定める副専攻プログラム科目を履修して修得した単位数が 4 0 単位を超え、さらに該当する学科の定める条件を満たした場合は、副専攻プログラムを修了したことを認定するものとする。

(改廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長の上申により学長が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

【令和7年度以降入学者】

教育学部教育学科 全学共通履修科目

授業科目の名称	必修 単位数	選択 単位数	備考
【基幹科目】			【卒業要件】 基幹科目6単位以上(必修6単位、選択必修2単位を含む)、アクティブラーニング科目4単位以上(必修2単位を含む)、スキル科目4単位以上修得。
【違いを共に生きる科目】			
違いを共に生きる・ライフデザイン	2		
探究・違いを共に生きるⅠ		2	
探究・違いを共に生きるⅡ		2	
【AI・データサイエンス科目】			
AI・データサイエンス入門[M]	2		
AI・データサイエンス基礎演習		2	
AI・データサイエンス実践演習		2	
コンピュータリテラシーⅠ		2	
コンピュータリテラシーⅡ		2	
【アクティブラーニング科目】			2単位以上選択必修
【国際交流センター開設科目】			
英語海外セミナーⅠ [M]		2	
英語海外セミナーⅡ		2	
英語海外セミナーⅢ		2	
中国語海外セミナーⅠ		2	
韓国・朝鮮語海外セミナーⅠ		2	
海外アクティブラーニング入門		2	
海外アクティブラーニング研修		2	
Globalization and Society		1	
Traditional Arts in Japan		1	
English for Study AbroadⅠ		2	
English for Study AbroadⅡ		2	
入門日本語A		4	
入門日本語B		4	
日本語非母国話者のためのアカデミック・ライティングⅠ		2	
日本語非母国話者のためのアカデミック・ライティングⅡ		2	
N1対策講座Ⅰ		2	
N1対策講座Ⅱ		2	
【コミュニティ・コラボレーションセンター開設科目】			
CCCスタートアップ講座		2	
ボランティア		2	
障がい者支援ボランティア		2	
企画立案の基礎		2	
まちづくりと地域活動		2	
ファシリテーター養成講座		2	
CCCキズナプロジェクトA		2	
CCCキズナプロジェクトB		2	
【キャリアセンター開設科目】			
キャリアの形成		2	
キャリアに役立つ数学力(基礎)		2	
キャリアに役立つ数学力(実践)		2	
インターンシップ概論		2	
インターンシップ・就業実践		2	
海外インターンシップ・就業実践		2	
ビジネスの世界		1	
新社会人の基礎		1	
【ダイバーシティ共生センター開設科目】			
日常生活とダイバーシティ		2	

授業科目の名称	必修 単位数	選択 単位数	備考
大学生のためのダイバーシティ入門		2	
ダイバーシティ研究法概論		2	
ダイバーシティ研究法演習		2	
ダイバーシティ関係行政論 [M]		2	
ダイバーシティ表現演習Ⅰ		2	
ダイバーシティ表現演習Ⅱ		2	
セクシュアリティとメディア		2	
思想としてのフェミニズム		2	
【学修・教育支援センター開設科目】			
日本語表現1	2		
日本語表現2		2	
日本語表現3		2	
【スキル科目】			
【言語活用科目[英語]			
Basic English 1		2	
Basic English 2		2	
English 1(Listening)		2	
English 2(Reading)		2	
English 3(TOEIC 1)		2	
English 4(Speaking 1)		2	
English 5(TOEIC 2)		2	
English 6(Speaking 2)		2	
TOEIC Training I a(Listening & Reading)		2	
TOEIC Training I b(Listening & Reading)		2	
TOEIC Training I c(Listening & Reading)		2	
TOEIC Training I d(Listening & Reading)		2	
TOEIC Training II a(Speaking & Writing)		2	
TOEIC Training II b(Speaking & Writing)		2	
Advanced English A		2	
Advanced English B		2	
Introduction to English		2	
【言語活用科目[初めての外国語]			
初めての外国語1(ドイツ語)		2	
初めての外国語2(フランス語)		2	
初めての外国語3(ロシア語)		2	
初めての外国語4(スペイン語)		2	
初めての外国語5(イタリア語)		2	
初めての外国語6(ポルトガル語)		2	
初めての外国語7(中国語)		2	
初めての外国語8(韓国・朝鮮語)		2	
日本語Ⅰ		2	
日本語Ⅱ		2	

の科目は卒業要件単位数に算入しない。

の科目は免許法施行規則第66条の6に定める科目。

別表第1

【令和7年度以降入学者】

小学校に係る科目	⇒	赤太字：小学校教職科目	桃色掛：小学校教職関連科目
中高英語に係る科目	⇒	青太字：中高英語教職科目	青色掛：中高英語教職関連科目
小中高に係る科目	⇒	橙太字：小中高教職科目	橙色掛：小中高教職関連科目
特支に係る科目	⇒	緑太字：特支教職科目	緑色掛：特支教職関連科目

教育学部教育学科専門教育科目

授業科目の名称	必修 単位数	選択 単位数	備考
〔専門教育科目〕			卒業要件 全学共通科目の卒業要件を含め124単位以上
〔カテゴリーⅠ科目/基礎科目〕			
First Year Seminar	1		専門教育科目70単位以上(必修科目35単位、選択必修科目34単位を含む)
学校教育体験	1		学校教育コースは○印の8単位を必修とする。 英語教育コースは●印の8単位を必修とする。 特別支援教育コースは◎印の8単位を必修とする。 ※必修科目(所属コース別)は、以下に記す選択必修科目(学部共通)から除く。
特別支援教育論	2		
English CollaborationⅠ	2		
English CollaborationⅡ	2		
TOEIC for English teachers		2	
職業としての教育	1		<選択必修科目(学部共通)> 1) 小学校教員養成科目のうち「介護実践演習」及び「教育実習(小)」を除く30科目から20単位以上を修得すること。
〔カテゴリーⅠ科目/教育の基礎的理解に関する科目〕			
教育原理	2		
特別支援と児童生徒理解	2		
教育制度		2	2) 中学校・高等学校(英語)教員養成科目のうち「History of English」、「Corpus Linguistics」、「Language & Culture」、「English GrammarⅡ」、「English Pronunciation PracticeⅡ」、「英語圏文学Ⅲ」、「英語圏文学Ⅳ」、「中高英語教育実践演習Ⅰ」、「中高英語教育実践演習Ⅱ」、「中高英語教育実践演習Ⅲ」、「中高英語教育実践演習Ⅳ」、「英語科教育法Ⅲ(中・高)」及び「英語科教育法Ⅳ(中・高)」を除く10科目から6単位以上を修得すること。
教育心理学	2		
教育相談Ⅰ		2	
総合的な学習の時間の指導法		2	
教育とICT活用		2	
〔カテゴリーⅠ科目/発展科目〕			
専門演習Ⅰa	2		3) 特別支援学校教員養成科目のうち「発達障害者の教育課程及び指導法」、「発達障害者の心理・生理・病理」及び「教育実習(特)」を除く13科目から4単位以上を修得すること。
専門演習Ⅰb	2		
専門演習Ⅱa	2		4) 多様性関連科目、英語学発展科目及び英米文学発展科目から2単位以上を修得すること。
専門演習Ⅱb	2		
卒業研究	4		5) 子どもの発達に関する科目から2単位以上を修得すること。
〔カテゴリーⅡ科目/小学校教員養成科目〕			
初等国語		2	
初等生活		2	
初等体育		2	
初等社会		2	
初等図画工作		2	
初等家庭		2	
初等算数		2	
初等理科		2	
初等英語		2	
初等音楽		2	
国語科教育法Ⅰ		2	
算数科教育法Ⅰ		2	
生活科教育法Ⅰ		2	
理科教育法Ⅰ		2	
体育科教育法Ⅰ		2	
英語科教育法Ⅰ(小・中)		2	
社会科教育法Ⅰ		2	
音楽科教育法Ⅰ		2	
図画工作科教育法Ⅰ		2	
家庭科教育法Ⅰ		2	
国語科教育法Ⅱ		2	

授業科目の名称	必修 単位数	選択 単位数	備考
算数科教育法Ⅱ		2	
生活科教育法Ⅱ		2	
理科教育法Ⅱ		2	
体育科教育法Ⅱ		2	
英語科教育法Ⅱ(小・中)		2	
社会科教育法Ⅱ		2	
音楽科教育法Ⅱ		2	
図画工作科教育法Ⅱ		2	
家庭科教育法Ⅱ		2	
介護実践演習		1	
教育実習(小)		5	
〔カテゴリーⅡ科目/中学校・高等学校(英語)教員養成科目〕			
英語学概論		1	
Practicum in English Linguistics I		2	
Practicum in English Linguistics II		2	
Practicum in English Linguistics III		2	
History of English		2	
Corpus Linguistics		2	
Language & Culture		2	
English Grammar I		2	
English Grammar II		2	
English Pronunciation Practice I		2	
English Pronunciation Practice II		2	
英文学概論		1	
英語圏文学Ⅰ		2	
英語圏文学Ⅱ		2	
英語圏文学Ⅲ		2	
英語圏文学Ⅳ		2	
中高英語教育実践演習Ⅰ		2	
中高英語教育実践演習Ⅱ		2	
中高英語教育実践演習Ⅲ		2	
中高英語教育実践演習Ⅳ		2	
異文化コミュニケーション		2	
英語科教育法Ⅲ(中・高)		2	
英語科教育法Ⅳ(中・高)		2	
〔カテゴリーⅡ科目/特別支援学校教員養成科目〕			
障害者の理解		2	◎
肢体不自由者の指導		2	
知的障害者の指導		2	
知的障害者の心理・生理・病理		2	
重複障害者の指導		2	
知的障害者の教育課程及び指導法		2	
視覚障害者の指導		1	
聴覚障害者の指導		1	
病弱者の心理・生理・病理		2	
肢体不自由者の心理・生理・病理		2	
発達障害者の指導		2	
病弱者の教育課程及び指導法		2	
肢体不自由者の教育課程及び指導法		2	
発達障害者の教育課程及び指導法		2	◎
発達障害者の心理・生理・病理		2	◎
教育実習(特)		3	

授業科目の名称	必修 単位数	選択 単位数	備考
【カテゴリーⅢ科目/司書教諭資格関連科目】			
読書と豊かな人間性		2	○
学校経営と学校図書館		2	
学校教育と情報リテラシー		2	
学校図書館メディア構成		2	
学習指導と学校図書館		2	
情報メディアの活用		2	
【カテゴリーⅢ科目/多様性関連科目】			
ポルトガル語Ⅰ		2	◎
ポルトガル語Ⅱ		2	
児童福祉論		2	
スポーツ指導法		2	
アダプテッド・スポーツ		2	
総合表現		4	
比較教育論		2	○
外国人児童生徒教育概論Ⅰ		2	
外国人児童生徒教育概論Ⅱ		2	
教育文化史		2	
国際理解教育論		2	
海外セミナーⅠ		2	
海外セミナーⅡ		2	●
UK Culture & Society		2	
USA Culture & Society		2	
JPN Culture & Society		2	
Global Issues		2	
【カテゴリーⅢ科目/英語学発展科目】			
洋楽で教える音声中心の英語		2	
Media English		2	
英語教育における語形成理論		2	
【カテゴリーⅢ科目/英米文学発展科目】			
クラシック英語圏文学		2	
Film StudiesⅠ		2	
Film StudiesⅡ		2	
Film StudiesⅢ		2	
Film StudiesⅣ		2	
文学史Ⅰ		2	
文学史Ⅱ		2	
Active Literature		2	
Topics in International Culture and Society		2	
異文化理解としてのキリスト教		2	
翻訳と異文化理解		2	
【カテゴリーⅢ科目/子どもの発達に関する科目】			○
発達心理学		2	
学校保健		2	
教育相談Ⅱ		2	
幼児教育論		2	
生涯発達支援論		2	
キャリア発達論		2	
Language Acquisition		2	

別表第2

履修登録単位数の上限

【令和7年度以降入学者】

学年・期 学科	1 年		2 年		3 年		4 年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教育学科	24	24	24	24	24	25	24	24

なお、次の科目は上限単位数から除外する。

【令和7年度以降入学者】

- ①卒業要件に算入されない科目
- ②愛知学長懇話会単位互換科目
- ③放送大学単位互換科目
- ④教育学科専門教育科目「海外セミナーⅠ」「海外セミナーⅡ」
- ⑤人間情報学科専門教育科目「海外フィールドスタディ」
- ⑥救急救命学専攻専門教育科目「救急救命特別実習（海外）」
- ⑦交流文化学科専門教育科目「英語海外研修」「中国語海外研修」「フィールドスタディ言語 1（アメリカ）」「フィールドスタディ言語 2（中国）」「フィールドスタディ言語 3（韓国）」「フィールドスタディ交流 1（歴史と文化）」「フィールドスタディ交流 2（教育と開発）」「フィールドスタディ観光 2（観光産業）」「フィールドスタディ観光 8（観光政策）」
- ⑧ビジネス学科専門教育科目「OverseasICP（アジア・欧米）」
- ⑨国際交流センター開設科目「英語海外セミナーⅠ[M]」「英語海外セミナーⅡ」「英語海外セミナーⅢ」「中国語海外セミナーⅠ」「韓国・朝鮮語海外セミナーⅠ」「海外アクティブラーニング研修」「日本語非母語話者のためのアカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」
- ⑩キャリアセンター開設科目「インターンシップ・就業実践」「海外インターンシップ・就業実践」
- ⑪（教育学科以外の学生）教育学科専門教育科目：「教育原理」「教育制度」「教育心理学」「発達心理学」「特別支援と児童生徒理解」「総合的な学習の時間の指導法」「教育とICT活用」「教育相談Ⅰ・Ⅱ」

【令和7年度以降入学者】

別表第3 副専攻プログラム

教育学部副専攻プログラム（教育）

授業科目	必修 単位	選択 単位	授業科目	必修 単位	選択 単位
English Collaboration I		2	English Pronunciation Practice II		2
English Collaboration II		2	英語圏文学I		2
特別支援教育論		2	英語圏文学II		2
教育原理		2	英語圏文学III		2
教育制度		2	英語圏文学IV		2
教育心理学		2	異文化コミュニケーション		2
初等国語		2	障害者の理解		2
初等生活		2	肢体不自由者の指導		2
初等体育		2	知的障害者の指導		2
初等図画工作		2	視覚障害者の指導		1
初等算数		2	聴覚障害者の指導		1
初等理科		2	学校教育と情報リテラシー		2
初等英語		2	UK Culture & Society		2
国語科教育法 I		2	USA Culture & Society		2
算数科教育法 I		2	発達心理学		2
生活科教育法 I		2	特別支援と児童生徒理解		2
英語学概論		1	総合的な学習の時間の指導法		2
English Grammar I		2	教育とICT活用		2
English Pronunciation Practice I		2	介護実践演習 ※3		1
英文学概論		1	教育実習（小）※2		5
ポルトガル語 I		2	英語科教育法Ⅲ（中・高）		2
教育相談 I		2	英語科教育法Ⅳ（中・高）		2
初等社会		2	知的障害者の心理・生理・病理		2
初等家庭		2	重複障害者の指導		2
初等音楽		2	知的障害者の教育課程及び指導法		2
理科教育法 I		2	病弱者の心理・生理・病理		2
体育科教育法 I		2	肢体不自由者の心理・生理・病理		2
英語科教育法 I（小・中）		2	発達障害者の指導		2
社会科教育法 I		2	病弱者の教育課程及び指導法		2
音楽科教育法 I		2	肢体不自由者の教育課程及び指導法		2
図画工作科教育法 I		2	発達障害者の教育課程及び指導法		2
家庭科教育法 I		2	発達障害者の心理・生理・病理		2
英語科教育法Ⅱ（小・中）		2	外国人児童生徒教育概論 I		2
Practicum in English Linguistics I		2	JPN Culture & Society		2
Practicum in English Linguistics II		2	Global Issues		2
Practicum in English Linguistics III		2	教育相談Ⅱ		2
History of English		2	Language Acquisition		2
Corpus Linguistics		2	教育実習（特）※2		3
Language & Culture		2	複数学位 取得予定者		
English Grammar II		2	専門演習 I a ※1		2
			専門演習 I b ※1		2

〔副専攻プログラム修了要件〕

選択科目40単位以上にすること。

※1 複数学位取得希望者 40単位+4単位

※2 履修を希望する前年度に以下の条件をみたすこと。

(1) 4月に開催される教育実習（小）申込ガイダンスに出席し、ガイダンスの指示に従い、教育実習履修願いを提出するあるいはCampusSquareの「履修」の「教職履修カルテ」で履修願届登録を行う。

(2) 年度内に、教育実習実施の条件を満たす。条件の充足状況は学内で確認された後、教職課程委員会で実施の承認を得る必要がある。条件等の詳細は、教職課程便覧を参照する。

※3 履修を希望する前年度に開催されるガイダンスに出席し、別途履修の許可を得る必要がある。

赤太字：小学校教職科目、青太字：中高英語教職科目、橙太字：小中高教職科目、
 緑太字：特支教職科目 黄色網掛け：免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

愛知淑徳大学教職課程規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知淑徳大学学則第 3 7 条第 2 項及び愛知淑徳大学大学院学則第 3 3 条第 2 項の規定に基づき、教職課程に関して必要な事項及び学校図書館法第 5 条に規定する司書教諭の資格を得るための講習(以下「教職課程及び司書教諭の講習」という。)に関して必要な事項を定める。

(免許状の種類及び学位)

第 2 条 本学の学部又は大学院研究科に設置する教職課程において資格が取得できる教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)の規定に基づく教育職員免許状(以下「免許状」という。)の種類及び学位は、次の表のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			免 許 状 の 種 類			学位
学 部	文学部	国文学科	中学校教諭	一種免許状	国語	学士(文学)
			高等学校教諭	一種免許状	国語	
	教育学部	教育学科	小学校教諭	一種免許状		学士(教育学)
			中学校教諭	一種免許状	英語	
			高等学校教諭	一種免許状	英語	
			特別支援学校教諭	一種免許状		
	人間情報学部	人間情報学科	中学校教諭	一種免許状	数学	学士(人間情報)
			高等学校教諭	一種免許状	数学	
			高等学校教諭	一種免許状	情報	
	健康医療科学部	スポーツ・健康医科学科	中学校教諭	一種免許状	保健体育	学士(健康医療科学)
学 部			高等学校教諭	一種免許状	保健体育	
	食健康科学部	健康栄養学科	栄養教諭	一種免許状		学士(食健康科学)
	福祉貢献学部	福祉貢献学科 子ども福祉専攻	幼稚園教諭	一種免許状		学士(福祉貢献)
	交流文化学部	交流文化学科	中学校教諭	一種免許状	社会	学士(交流文化)
			高等学校教諭	一種免許状	地理歴史	
			中学校教諭	一種免許状	英語	
			高等学校教諭	一種免許状	英語	
	ビジネス学部	ビジネス学科	高等学校教諭	一種免許状	商業	学士(ビジネス)
	グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション学科	中学校教諭	一種免許状	英語	学士(グローバル・コミュニケーション)
			高等学校教諭	一種免許状	英語	
大 学 院	文化創造研究科	文化創造専攻	中学校教諭	専修免許状	国語	修士(文学)
			高等学校教諭	専修免許状	国語	
	教育学研究科	発達教育専攻	小学校教諭	専修免許状		修士(教育学)
	グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科	グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻 言語文化コース	中学校教諭	専修免許状	英語	修士(学術)
			高等学校教諭	専修免許状	英語	
	ビジネス研究科	ビジネス専攻	高等学校教諭	専修免許状	商業	修士(学術)

（教職課程の科目）

第3条 教職課程科目及びその単位は、別表第1から第8のとおりとする。なお、学部又は大学院の課程で前条に規定する免許状を得ようとする者は、第1号から第7号に定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。また、本学の全学共通履修科目としての教職課程科目は第8号に定める。

- （1）教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目（学部に関するもの 別表第1）
- （2）教科及び教科の指導法に関する科目（別表第2）
- （3）領域及び保育内容の指導法に関する科目（別表第3）
- （4）特別支援教育に関する科目（別表第4）
- （5）栄養に係る教育に関する科目（別表第5）
- （6）大学が独自に設定する科目（大学院に関するもの 別表第6）
- （7）教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（別表第7）
- （8）全学共通履修科目（別表第8）

（司書教諭の資格及び科目）

第4条 司書教諭の資格を得ようとする者は、教員免許状を有する者又は取得見込みのある者であって、司書教諭の講習に関する所定の科目（別表第9）を履修し、単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第5条 科目等履修生は、愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター規程第8条第4号の規定に基づき、教職・司書・学芸員教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、前3条に規定する科目を履修することができる。この場合において、愛知淑徳大学科目等履修生規程に基づき履修登録をしなければならない。

（単位の認定）

第6条 教職課程に関する科目の単位の認定については、愛知淑徳大学履修及び試験規程及び学部又は研究科の規程に定める試験その他による成績審査の結果に基づき行う。

（教職課程委員会）

第7条 教職課程及び司書教諭の講習の運営のため愛知淑徳大学教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、専任教職員の中から学長が指名する者をもって組織する。
- 3 委員会の委員長は、教職・司書・学芸員教育センター長をもって充てる。

（審議事項）

第8条 委員会は、次の事項を審議する。

- （1）教職課程に関する科目に係る担当教員に関すること。
- （2）教職課程に関する科目の教育課程の編成及び成績管理に関すること。
- （3）教育実習及び介護等体験に関すること。
- （4）その他教職課程及び司書教諭の講習に関すること。

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、運営委員会の議を経て学長が定める。

（専門部会）

第9条 委員会に、特定の事項について集中的又は継続的に審議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員長の指名するところにより、第7条第2項に掲げる者の中から3名以上を選出する。また、委員長は必要に応じて第7条第2項に掲げる者のほかに、委員を委嘱することができる。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて部会の審議経過を、また審議が終了した場合はその結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。その場合、構成員については、部会長の指名により委員長の承認を得るものとする。

（雑則）

第10条 この規程の施行に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て学長が定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に在学する学生が修得した教科に関する科目及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の読み替えについては、教職課程委員会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現にコミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻に在籍する学生が取得できる免許状の種類は、第2条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に文学研究科国文学専攻、文学研究科英文学専攻、コミュニケーション研究科心理学専攻、コミュニケーション研究科言語コミュニケーション専攻、及び文化創造研究科国際交流専攻に在籍する学生が取得できる免許状の種類は、第2条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程にかかわらず、改正規程の施行日前に在学する学生の教職課程については、なお従前の例による。

別表第 1

教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目(中学・高等学校の課程)
(令和7年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考	
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		教育学科専門教育科目	
		教職入門	2		全学共通履修科目	
		教育制度	2		教育学科専門教育科目	
		教育心理学	2		教育学科専門教育科目	
		発達心理学		2	教育学科専門教育科目	
		特別支援と児童生徒理解	2		教育学科専門教育科目	
		教育課程	2		全学共通履修科目	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法		2	中一種免必修/全学共通履修科目	
		総合的な学習の時間の指導法	2		教育学科専門教育科目	
		特別活動指導法	2		全学共通履修科目	
		教育方法	2		全学共通履修科目	
		教育とICT活用	2		教育学科専門教育科目	
		生徒・進路指導	2		全学共通履修科目	
		教育相談Ⅰ	2		教育学科専門教育科目	
		教育相談Ⅱ		2	教育学科専門教育科目	
	教育実践に関する科目	教育実習指導	2		事前・事後指導含む	全学共通履修科目
		教育実習Ⅰ		4	┐	全学共通履修科目
		教育実習Ⅱ		2	└ 中免取得者は「教育実習Ⅰ」必修	全学共通履修科目
		教職実践演習(小・中・高)	2		高免取得者はこれら2科目から1科目選択必修	全学共通履修科目
大学が独自に設定する科目		学校教育体験		1	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
		学校保健		2	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
		介護実践演習		1	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
		教職インターンシップⅠ		4	全学共通履修科目	
		教職インターンシップⅡ		4	全学共通履修科目	
		情報モラル教育		2	全学共通履修科目	
		道徳指導法		2	高一種免のみ対象/全学共通履修科目	
		中高英語教育実践演習Ⅰ		2	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
		中高英語教育実践演習Ⅱ		2	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
		中高英語教育実践演習Ⅲ		2	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
		中高英語教育実践演習Ⅳ		2	教育学科専門教育科目(教育学科のみ)	
介護等体験		介護等体験		0	中一種免必修/全学共通履修科目	
		介護実践演習		1	中一種免必修/教育学科専門教育科目	

別表第1-2

教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目（小学校の課程）
（令和7年度以降の入学者に適用）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		教育学科専門教育科目
		教職入門	2		全学共通履修科目
		教育制度	2		教育学科専門教育科目
		教育心理学	2		教育学科専門教育科目
		発達心理学		2	教育学科専門教育科目
		特別支援と児童生徒理解	2		教育学科専門教育科目
		教育課程	2		全学共通履修科目
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法	2		全学共通履修科目
		総合的な学習の時間の指導法	2		教育学科専門教育科目
		特別活動指導法	2		全学共通履修科目
		教育方法	2		全学共通履修科目
		教育とICT活用	2		教育学科専門教育科目
		生徒・進路指導	2		全学共通履修科目
		教育相談Ⅰ	2		教育学科専門教育科目
		教育相談Ⅱ		2	教育学科専門教育科目
	教育実践に関する科目	教育実習(小)	5		事前事後指導含む/教育学科専門教育科目
		教職実践演習(小・中・高)	2		全学共通履修科目
大学が独自に設定する科目		学校教育体験		1	教育学科専門教育科目（教育学科のみ）
		学校保健		2	教育学科専門教育科目（教育学科のみ）
		介護実践演習		1	教育学科専門教育科目（教育学科のみ）
		教職インターンシップⅠ		4	全学共通履修科目
		教職インターンシップⅡ		4	全学共通履修科目
		情報モラル教育		2	全学共通履修科目
介護等体験		介護実践演習	1		小一種免必修/教育学科専門教育科目

別表第 1－3

教育の基礎的理解に関する科目等（幼稚園の課程）

（令和 4 年度以降の入学者に適用）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		保育原理Ⅰ		2	子ども福祉専攻専門教育科目
		保育原理Ⅱ		2	子ども福祉専攻専門教育科目
		教職入門	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		保育者論		2	子ども福祉専攻専門教育科目
		教育制度論	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		教育心理学	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		発達心理学	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		特別の支援を必要とする子どもの保育	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		教育課程論	2		子ども福祉専攻専門教育科目
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		子どもとデジタルメディア		1	子ども福祉専攻専門教育科目
		幼児理解の理論と方法	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		教育相談	2		子ども福祉専攻専門教育科目
	教育実践に関する科目	教育実習指導Ⅰ	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		教育実習Ⅰ	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		教育実習Ⅱ	2		子ども福祉専攻専門教育科目
		教職実践演習(幼)	2		子ども福祉専攻専門教育科目

別表第1－4

教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教諭の課程）

（令和7年度以降の入学者に適用）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2	2	教育学科専門教育科目
		教職入門	2		全学共通履修科目
		教育制度	2		教育学科専門教育科目
		教育心理学	2		教育学科専門教育科目
		発達心理学			教育学科専門教育科目
		特別支援と児童生徒理解	2		教育学科専門教育科目
		教育課程	2		全学共通履修科目
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法	2	2	全学共通履修科目
		総合的な学習の時間の指導法	2		教育学科専門教育科目
		特別活動指導法	2		全学共通履修科目
		教育方法	2		全学共通履修科目
		生徒指導	2		全学共通履修科目
		教育相談Ⅰ	2		教育学科専門教育科目
		教育相談Ⅱ			教育学科専門教育科目
	教育実践に関する科目	教育実習（栄養教諭）	2		事前事後指導含む/全学共通履修科目
		教職実践演習（栄養教諭）	2		全学共通履修科目

別表第2

教科及び教科の指導法に関する科目(中学・高等学校の課程)

(1) 文学部 国文学科 【中高一種免(国語)】

(令和7年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	国語学	国語概説(音声言語及び文章表現を含む) a・b	4		
	(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	文章表現 a・b 国語学講義 a・b	4	4	
	国文学	国文学概論 a・b	4		
	(国文学史を含む。)	国文学史(1) a	2		
		国文学史(1) b		2	
		国文学史(2) a		2	
		国文学史(2) b		2	
		国文学講義(1) 上代 a・b		4	
		国文学講義(2) 中古 a・b		4	
		国文学講義(3) 中世 a・b		4	
		国文学講義(4) 近世 a・b		4	
		国文学講義(5) 近代Ⅰ a・b		4	
		国文学講義(6) 近代Ⅱ a・b		4	
		国文学講義(7) 現代 a・b		4	
		古典基礎		2	
	漢文学	中国文学講義 a・b	4		
		漢文基礎		2	
	書道	書道(書写を中心とする) a・b	4		
	(書写を中心とする。)				中一種免(国語)のみ必修
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法Ⅰ		2		中高一種免(国語)必修
	国語科教育法Ⅱ			2	中一種免(国語)必修
	国語科教育法Ⅲ		2		中高一種免(国語)必修
	国語科教育法Ⅳ			2	中一種免(国語)必修

(2) 教育学部 教育学科 【中高一種免(英語)】
(令和7年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	1		
		English Pronunciation Practice I	2		
		English Pronunciation Practice II		2	
		English Grammar I	2		
		English Grammar II		2	
		Practicum in English Linguistics I		2	
		Practicum in English Linguistics II		2	
		Practicum in English Linguistics III		2	
		Corpus Linguistics		2	
		Language & Culture		2	
		History of English		2	
		Language Acquisition		2	
	英語文学	英文学概論	1		
		英語圏文学 I		2	
		英語圏文学 II		2	
		英語圏文学 III		2	
		英語圏文学 IV		2	
	英語コミュニケーション	English Collaboration I	2		
		English Collaboration II		2	
	異文化理解	異文化コミュニケーション	2		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		英語科教育法Ⅰ(小・中)	2		中免のみ 中一種免(英語)必修/教育学 科専門教育科目
		英語科教育法Ⅱ(小・中)	2		中免のみ 中一種免(英語)必修/教育学 科専門教育科目
		英語科教育法Ⅲ(中・高)	2		中高一種免(英語)必修/教育学 科専門教育科目
		英語科教育法Ⅳ(中・高)	2		中高一種免(英語)必修/教育学 科専門教育科目

(3) 人間情報学部 人間情報学科 【中高一種免(数学)】
(令和6年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	代数学	代数学Ⅰ	2		
		代数学Ⅱ		2	
		代数学Ⅲ		2	
		数理科学入門Ⅰ（ベクトル・行列）		2	
	幾何学	幾何学Ⅰ	2		
		幾何学Ⅱ		2	
	解析学	基礎解析学	2		
		応用解析学		2	
		ベクトル解析		2	
		数理科学入門Ⅱ（微分・積分）		2	
	「確率論、統計学」	確率論	2		
		統計学		2	
		応用統計学		2	
	コンピュータ	情報処理論	2		
		情報数学Ⅰ		2	
		情報数学Ⅱ		2	
		データサイエンス基礎演習		2	
		AIプログラミング演習		2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		数学科教育法Ⅰ	2		中高一種免（数学）必修
		数学科教育法Ⅱ		2	中一種免（数学）必修
		数学科教育法Ⅲ		2	中一種免（数学）必修
		数学科教育法Ⅳ	2		中高一種免（数学）必修

(4) 人間情報学部 人間情報学科 【高一種免(情報)】
(令和6年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報関係法 キャリアデザイン（人間情報） 情報利用論	2 2	2	
	コンピュータ・情報処理	情報処理論 プログラミング論 プログラミング演習1（C） プログラミング演習3（J a v a）	2 2	2 2	
	情報システム	システム設計・開発論 システム設計演習 データベース論 情報検索演習	2 2	2 2	
	情報通信ネットワーク	ネットワーク論 コンピュータネットワーク演習	2 2		
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディアデザイン論 モデリング・シミュレーション演習 CG制作演習Ⅰ CG制作演習Ⅱ	2 2	2 2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2		

(5) 健康医療科学部 スポーツ・健康医科学科 【中高一種免(保健体育)】
(令和3年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	体育実技	体育実技A 水泳	1		
		体育実技B 陸上競技	1		
		体育実技C 体づくり・器械運動	1		
		体育実技D 体操・ダンス	1		
		体育実技E 武道1(剣道)		1	┐
		体育実技F 武道2(柔道)		1	┐ 1科目選択必修
		スポーツ実技G バレーボール	1		
		スポーツ実技H バスケットボール	1		
		スポーツ実技I ハンドボール		1	┐
		スポーツ実技J サッカー		1	
		スポーツ実技K ラグビー		1	┐ 1科目選択必修
		スポーツ実技L ソフトボール		1	┐
		スポーツ実技M テニス		1	
		スポーツ実技N 卓球		1	
		スポーツ実技O バドミントン		1	┐ 1科目選択必修
		野外実習2 (スキー)		1	┐
		野外実習1 (キャンプ)		1	┐ 1科目選択必修
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	体育学概論(原理・学史・文化史含む)		2	┐
		スポーツ心理学		2	
		スポーツ経営管理学		2	
		スポーツ社会学		2	┐ 1科目選択必修
		運動方法学	2		
	生理学 (運動生理学を含む。)	スポーツ生理学	2		
	衛生学・公衆衛生学	公衆衛生学 (衛生学含む)	2		
	学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全)	2		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ	保健体育科教育法Ⅰ	2		中高一種免(保健体育)必修
		保健体育科教育法Ⅱ		2	中一種免(保健体育)必修
		保健体育科教育法Ⅲ		2	中一種免(保健体育)必修
		保健体育科教育法Ⅳ	2		中高一種免(保健体育)必修

(6) 交流文化学部 交流文化学科 【中一種免(社会)】
(令和6年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	歴史学 1（日本史）	2		
		歴史学 2（世界史）	2		
		歴史学 3（アジア史）		2	
		歴史学 4（欧米現代史）		2	
		歴史学 5（日本政治外交史）		2	
		地域文化 9（中東史）		2	
	地理学 （地誌を含む。）	地理学	2		
		地誌学	2		
		交流文化 8（エスニシティ論）		2	
		観光文化 6（観光まちづくり論）		2	
	「法律学、政治学」	地域理解 1（くらしと法律）		2	┐ └ 1 科目選択必修
		地域理解 2（政治のしくみ）		2	
		交流文化 2（国際関係入門）		2	
		交流文化 5（南北問題）		2	
		交流文化 6（国際機構）		2	
		交流文化 7（国際協力）		2	
	「社会学、経済学」	地域理解 3（人と社会）		2	┐ └ 1 科目選択必修
		地域理解 4（経済学）		2	
		交流文化10（国際政治経済事情）		2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	地域文化11（文化と宗教）		2	┐ └ 1 科目選択必修
		地域文化12（文化と思想）		2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		地歴・社会科教育法Ⅰ	2		
		公民・社会科教育法Ⅰ	2		
		地歴・社会科教育法Ⅱ	2		
		公民・社会科教育法Ⅱ	2		

(7) 交流文化学部 交流文化学科 【高一種免(地理歴史)】
(令和6年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	日本史	歴史学1(日本史) 歴史学5(日本政治外交史)	2	2	
	外国史	歴史学2(世界史) 歴史学3(アジア史) 歴史学4(欧米現代史) 地域文化9(中東史)	2	2 2 2 2	
	人文地理学・自然地理学	地理学 交流文化8(エスニシティ論) 観光文化1(観光文化論) フィールドワーク論 民俗学	2	2 2 2 2	
	地誌	地誌学 観光文化6(観光まちづくり論)	2	2	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		地歴・社会科教育法Ⅰ 地歴・社会科教育法Ⅱ	2 2		

(8) 交流文化学部 交流文化学科 【中高一種免(英語)】
(令和6年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	英語学	言語文化1 (英語学概論) 言語文化2 (言語の形式) 言語文化3 (言語の意味) 言語文化4 (言語の習得)	2	2 2 2	
	英語文学	英文学 英文学史	2	2	
	英語コミュニケーション	ELS 1 (Basic Writing) ELS 5 (Creative Writing) ELS 6 (Speed Reading) ELS 7 (Business Writing) ECS 1 (Basic English Communication 1) ECS 2 (Basic English Communication 2) ECS 5 (Oral Interpretation) ECS 6 (Readers Theater) ECS 7 (Presentation 1) ECS 8 (Presentation 2) ECS 9 (Dramatic Expression 1) ECS 10 (Dramatic Expression 2)	2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	異文化理解	地域文化7 (北米) 地域文化8 (オーストラリア) コミュニケーション論1 (コミュニケーション論入門)	2 2	2	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	2 2 2	中高一種免(英語)必修 中一種免(英語)必修 中一種免(英語)必修 中高一種免(英語)必修

(9) ビジネス学部 ビジネス学科 【高一種免(商業)】
(平成31年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	マーケティングⅠ	2		
		マーケティングⅡ		2	
		プロモーションストラテジー		2	
		小売・流通の基礎知識		2	
		外国為替		2	
		会社学Ⅰ		2	
		会社法を学ぶ	2		
		簿記論Ⅰ	4		
		簿記論Ⅱ		4	
		財務会計Ⅰ		2	
		財務会計Ⅱ		2	
		原価計算Ⅰ		2	
		原価計算Ⅱ		2	
		経営分析Ⅰ		2	
		経営分析Ⅱ		2	
		データ分析とレポート作成	2		
		eビジネス		2	
	職業指導	職業指導論	2		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		商業科教育法Ⅰ	2		
		商業科教育法Ⅱ	2		

(10) グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科 【中高一種免(英語)】
(令和4年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	英語学	Introduction to Language Studies	2		
		Morphology		2	
		Semantics		2	
		Syntax		2	
		Sociolinguistics		2	
		Language Acquisition		2	
	英語文学	American Literature	1		
		British Literature	1		
	英語コミュニケーション	Introduction to Communication Studies	2		
		Basic Pronunciation Training		2	
		Advanced Pronunciation Training		2	
		Persuasion		2	
		Discussion and Debate		2	
		Academic Debate		2	
		Introduction to Translation and Interpretation		2	
	異文化理解	Intercultural Communication	2		
		American Studies		2	
		British Studies		2	
		Introduction to Global Japan Studies		2	
		Intercultural Training		2	
		Comparative Education		2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		英語科教育法Ⅰ	2		中高一種免(英語)必修
		英語科教育法Ⅱ		2	中一種免(英語)必修
		英語科教育法Ⅲ		2	中一種免(英語)必修
		英語科教育法Ⅳ	2		中高一種免(英語)必修

別表第2-2

教科及び教科の指導法に関する科目(小学校の課程)

(令和7年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	初等国語	2		
	社会	初等社会		2	
	算数	初等算数	2		
	理科	初等理科	2		
	生活	初等生活		2	
	音楽	初等音楽		2	┘
	図画工作	初等図画工作		2	
	家庭	初等家庭		2	
	体育	初等体育 体育特殊演習		2 2	┘「初等音楽」「初等体育」いずれか1科目選択必修
	外国語	初等英語	2		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		国語科教育法Ⅰ	2		
		国語科教育法Ⅱ		2	
		社会科教育法Ⅰ	2		
		社会科教育法Ⅱ		2	
		算数科教育法Ⅰ	2		
		算数科教育法Ⅱ		2	
		理科教育法Ⅰ	2		
		理科教育法Ⅱ		2	
		生活科教育法Ⅰ	2		
		生活科教育法Ⅱ		2	
		音楽科教育法Ⅰ	2		
		音楽科教育法Ⅱ		2	
		図画工作科教育法Ⅰ	2		
		図画工作科教育法Ⅱ		2	
		家庭科教育法Ⅰ	2		
		家庭科教育法Ⅱ		2	
		体育科教育法Ⅰ	2		
		体育科教育法Ⅱ		2	
		英語教育法Ⅰ(小・中)	2		
		英語教育法Ⅱ(小・中)		2	

別表第3

領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園の課程）
（平成31年度以降の入学者に適用）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
領域に関する専門的事項	健康	子どもと体育 子どもと健康 体育基礎技能Ⅰ 体育基礎技能Ⅱ	1	2 1 1	
	人間関係	子どもと人間関係	1		
	環境	子どもと生活	2		
	言葉	子どもと言葉 児童文学 絵本論	2	 2 2	
	表現	子どもと造形 造形基礎技能Ⅰ 造形基礎技能Ⅱ 子どもと音楽 音楽基礎技能Ⅰ 音楽基礎技能Ⅱ 音楽基礎技能Ⅲ 音楽基礎技能Ⅳ	2 2	 1 1 1 1 1 1	
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
保育内容の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		保育内容指導法	2		
		保育内容総論Ⅰ	2		
		保育内容総論Ⅱ	2		
		保育内容 健康	2		
		保育内容 人間関係	2		
		保育内容 環境Ⅰ	1		
		保育内容 環境Ⅱ		2	
		保育内容 言葉Ⅰ	1		
		保育内容 言葉Ⅱ		2	
		保育内容 表現Ⅰ	1		
		保育内容 表現Ⅱ		2	

別表第4

特別支援教育に関する科目

(免許状に定められる特別支援教育領域：知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

(令和7年度の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育論	2		
免許状に定められる特別支援教育領域に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2		
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2		
	病弱者の心理・生理・病理	2		
	知的障害者の教育課程及び指導法	2		
	肢体不自由者の教育課程及び指導法	2		
	病弱者の教育課程及び指導法	2		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	知的障害者の指導	2		
	肢体不自由者の指導	2		
	障害者の理解		2	
	発達障害者の心理・生理・病理		2	
	発達障害者の教育課程及び指導法		2	
	視覚障害者の指導	1		
	聴覚障害者の指導	1		
	発達障害者の指導	2		
	重複障害者の指導	2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習(特)	3		

別表第5

栄養に係る教育に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養教育論	2		
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
食生活に関する歴史的及び文化的事項				
食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養指導法	2		

別表第 6

大学が独自に設定する科目（大学院に関するもの）

（１）文化創造研究科 文化創造専攻

（平成 31 年度以降の入学者に適用）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	国文学特殊講義Ⅰ a		2	
	国文学特殊講義Ⅰ b		2	
	国文学特殊講義Ⅱ a		2	
	国文学特殊講義Ⅱ b		2	
	国文学特殊講義Ⅲ a		2	
	国文学特殊講義Ⅲ b		2	
	国文学特殊講義Ⅳ a		2	
	国文学特殊講義Ⅳ b		2	
	国文学特殊講義Ⅴ a		2	
	国文学特殊講義Ⅴ b		2	
	国文学特殊講義Ⅵa		2	
	国文学特殊講義Ⅵb		2	
	国文学特殊講義Ⅶa		2	
	国文学特殊講義Ⅶb		2	
	国語学特殊講義 a		2	
	国語学特殊講義 b		2	
	国文学特殊演習Ⅰ a		2	
	国文学特殊演習Ⅰ b		2	
	国文学特殊演習Ⅱ a		2	
	国文学特殊演習Ⅱ b		2	
	国文学特殊演習Ⅲ a		2	
	国文学特殊演習Ⅲ b		2	
	国文学特殊演習Ⅳ a		2	
	国文学特殊演習Ⅳ b		2	
	国文学特殊演習Ⅴ a		2	
	国文学特殊演習Ⅴ b		2	
	国文学特殊演習Ⅵa		2	
	国文学特殊演習Ⅵb		2	
	国文学特殊演習Ⅶa		2	
	国文学特殊演習Ⅶb		2	
	国語学特殊演習 a		2	
	国語学特殊演習 b		2	

(2) 教育学研究科 発達教育専攻
(平成31年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	国語教育特講a		2	
	国語教育特講b		2	
	科学教育特講a		2	
	科学教育特講b		2	
	スポーツ教育特講a		2	
	スポーツ教育特講b		2	
	社会科教育特講a		2	
	社会科教育特講b		2	
	算数科教育特講a		2	
	算数科教育特講b		2	
	創造性教育特講a		2	
	創造性教育特講b		2	
	運動発達学特講a		2	
	運動発達学特講b		2	
教育の基礎的理解に関する科目	特別支援教育特講a		2	
	特別支援教育特講b		2	
	教育学特講a		2	
	教育学特講b		2	
	教育心理学特講a		2	
	教育心理学特講b		2	
	発達心理学特講a		2	
	発達心理学特講b		2	
	生涯学習特講a		2	
	生涯学習特講b		2	
	生涯学習指導者論		2	
	幼児教育特講a		2	
	幼児教育特講b		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育メディア論		2	
	学校カウンセリング		2	

(3) グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科
 グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻 言語文化コース 【中高専免（英語）】
 （平成31年度以降の入学者に適用）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	英語統語論特講		2	
	英語意味論特講		2	
	英語音声学特講		2	
	英語形態論特講		2	
	英語統語論演習		2	
	英語意味論演習		2	
	英語音声学演習		2	
	英語形態論演習		2	
	アメリカ文学特講		2	
	イギリス文学特講		2	
	表象文化特講		2	
	アイルランド文学特講		2	
	アメリカ文学演習		2	
	イギリス文学演習		2	
	表象文化演習		2	
	アイルランド文学演習		2	
	文芸翻訳		2	
	英語教育特講		2	
	英語教育演習		2	
	英語教授法		2	

(4) ビジネス研究科 ビジネス専攻
(平成31年度以降の入学者に適用)

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	マーケティング戦略特講Ⅰ		2	
	マーケティング戦略特講Ⅱ		2	
	サービスマーケティング特講Ⅰ		2	
	サービスマーケティング特講Ⅱ		2	
	経営戦略特講Ⅰ		2	
	経営戦略特講Ⅱ		2	
	ものづくり経営特講Ⅰ		2	
	ものづくり経営特講Ⅱ		2	
	国際ビジネス特講Ⅰ		2	
	国際ビジネス特講Ⅱ		2	
	アジアビジネス特講Ⅰ		2	
	アジアビジネス特講Ⅱ		2	
	財務会計特講Ⅰ		2	
	財務会計特講Ⅱ		2	
	財務諸表分析特講Ⅰ		2	
	財務諸表分析特講Ⅱ		2	
	国際会計特講Ⅰ		2	
	国際会計特講Ⅱ		2	
	原価計算特講Ⅰ		2	
	原価計算特講Ⅱ		2	
	監査論特講Ⅰ		2	
	監査論特講Ⅱ		2	

別表第7

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
(令和7年度以降の入学者に適用)

分 野	対象学部学科	科 目	単位数		備考
			必修	選択	
日本国憲法	全学部	日本国憲法	2		
体育	全学部	スポーツ科学		2	1科目選択必修
		健康と運動		2	
外国語コミュニケーション	全学部（教育学部教育学科を除く）	Basic English 1		2	1科目選択必修
		English 1 (Listening)		2	
		English 4 (Speaking 1)		2	
		English 6 (Speaking 2)		2	
	教育学部 教育学科	English Collaboration I		2	1科目選択必修
		English Collaboration II		2	
	全学部（人間情報学部を除く）	コンピュータリテラシーⅠ		2	1科目選択必修
		コンピュータリテラシーⅡ		2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	人間情報学部	情報処理論	2		

別表第 8

全学共通履修科目

(令和 7 年度以降の入学者に適用)

授業科目名	単位数	備 考
日本国憲法	2	
スポーツ科学	2	
健康と運動	2	
教職入門	2	
教育課程	2	
道徳指導法	2	
特別活動指導法	2	
教育方法	2	
生徒・進路指導	2	
生徒指導	2	健康栄養学科生対象
教育実習指導	2	
教育実習Ⅰ	4	
教育実習Ⅱ	2	
教育実習（栄養教諭）	2	健康栄養学科生対象
教職実践演習（小・中・高）	2	
教職実践演習（栄養教諭）	2	健康栄養学科生対象
国語科教育法Ⅰ	2	
国語科教育法Ⅱ	2	
国語科教育法Ⅲ	2	
国語科教育法Ⅳ	2	
地歴・社会科教育法Ⅰ	2	
地歴・社会科教育法Ⅱ	2	
公民・社会科教育法Ⅰ	2	
公民・社会科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅰ	2	
数学科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅲ	2	
数学科教育法Ⅳ	2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	
保健体育科教育法Ⅱ	2	
保健体育科教育法Ⅲ	2	
保健体育科教育法Ⅳ	2	
商業科教育法Ⅰ	2	
商業科教育法Ⅱ	2	
情報科教育法Ⅰ	2	
情報科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅰ	2	
英語科教育法Ⅱ	2	

英語科教育法Ⅲ	2	
英語科教育法Ⅳ	2	
教職インターンシップⅠ	4	
教職インターンシップⅡ	4	
情報モラル教育	2	
介護等体験	0	
教職教養Ⅰ	2	
教職教養Ⅱ	2	
教職プレパレーション	1	中高栄免必修

別表第9

学校図書館司書教諭の科目

(令和5年度以降の入学者に適用)

学校図書館司書教諭課程の科目	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	2		
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	情報メディアの活用	2		

愛知淑徳大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、愛知淑徳大学学則（以下「学則」という。）及び愛知淑徳大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、愛知淑徳大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関して必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第47条の規定により、本学の卒業を認定された者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則第38条の規定により、本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則第39条の規定により、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院学則第40条第2項の規定により本学大学院に学位論文を提出して、その論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対しても授与することができる。

第3条の2 前条に掲げる各学位の授与は、各年度の前期末と後期末のあらかじめ定められた日に行う。

(学位に付記する専攻分野の名称等)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部名	専攻分野の名称
文学部	文学
教育学部	教育学
人間情報学部	人間情報
心理学部	心理学
創造表現学部	学術
建築学部	建築学
健康医療科学部	健康医療科学
食健康科学部	食健康科学
福祉貢献学部	福祉貢献
交流文化学部	交流文化
ビジネス学部	ビジネス
グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション

2 修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科及び専攻名	専攻分野の名称
文化創造研究科	文化創造専攻 文学 図書館情報学 学術

教育学研究科	発達教育専攻	教育学
心理医療科学研究科	心理医療科学専攻	心理学 社会福祉学 言語聴覚学 視覚科学 健康科学
健康栄養科学研究科	健康栄養科学専攻	健康栄養科学
グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科	グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻	学術
ビジネス研究科	ビジネス専攻	学術

（学位記）

第5条 学士の学位に係る学位記は、別記様式第1のとおりとする。

2 修士の学位に係る学位記は、別記様式第2のとおりとする。

3 第3条第3項に規定する博士（以下「課程博士」という。）に係る学位記は、別記様式第3のとおりとする。

4 第3条第4項に規定する博士（以下「論文博士」という。）に係る学位記は、別記様式第4のとおりとする。

（学位の名称）

第6条 本学から学位を授与された者は、学位の名称を用いる場合には、当該学位に本学の名称を付記するものとする。

第2章 学位の授与申請

（修士の学位授与申請）

第7条 修士の学位授与を申請する者（大学院学則第38条第2項の規定により、所定以上の単位の修得をもって学位論文の審査に代える者を除く。）は、学位論文及び学位論文要旨各3部を、研究科の定める所定の期日（博士前期課程又は修士課程修了予定年度末の2月以上前の日とする。）までに、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学位論文は、研究科の定めるところにより特定の研究課題についての成果をもって代えることができる。

3 学位論文は1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

4 提出した学位論文は、返還しない。

5 大学院学則第38条第2項の規定により、所定以上の単位の修得をもって学位論文の審査に代える者は、研究科の定める要件を所定の期日までに修了しなければならない。

（課程博士の学位授与申請）

第8条 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、博士の学位授与申請をすることができる。学位授与を申請する者は、学位授与申請書（別記様式第5）及び学位論文（正本1部及び副本2部）を、研究科の定める所定の期日までに、研究科長を経て学長に提出しなければならない。この場合において、研究科は、前段に定める書類の他に必要とする書類等の提出を求めることができる。

2 学位論文は1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

3 提出した学位論文は返還しない。

（論文博士の学位授与申請）

第9条 論文博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書（別記様式第6）及び学位論文（正本1部及び副本2部）に学位審査料を添えて、申請する学位の専攻分野に係る研究科の長を経て学長に提出しなければならない。この場合において、研究科は、前段に定める書類の他に必要とする書類等の提出を求めることができる。

2 学位論文は1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

3 提出した学位論文は返還しない。

（学位授与申請の受理及び審査の付託）

第10条 前4条の規定による修士又は博士の学位授与申請が提出されたときは、学長は、研究科長を経て研究科委員会に付議し、その受理又は不受理を決定する。

2 前項の規定により学位授与申請を受理した場合は、学長は、研究科長を経て研究科委員会にその審査を付託する。

第3章 学位の審査

（学位審査委員会の設置等）

第11条 前条の規定により学位授与について審査を付託された研究科委員会は、学位審査委員会を設置し、その審査を行わせる。

（学位審査委員会等の構成）

第12条 学位審査委員会は、学位論文の内容に関連する当該研究科の教員3人以上（修士又は課程博士に関する審査については、当該学位申請者を担当する研究指導教員を含む。）の審査委員により構成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が審査のため必要と認めたときは、審査委員に、本学の学部若しくは他の研究科の教員又は他の大学院の教員若しくはこれに準ずる者をもって充てることができる。ただし、この場合において、審査委員の2人以上は当該研究科の教員でなければならない。

3 審査委員会に主査1人を置く。

（学位審査委員会の審査方法）

第13条 学位審査委員会における審査は、学位論文の審査及び試験により行うものとする。

2 学位審査委員会は、前項の審査のため必要と認めるときは参考論文その他の審査資料を提出させることができる。

3 学位審査に当たっては、学位の信頼性の確保に充分留意し適切かつ厳格な審査に努めるとともに、審査の過程で社会的または倫理的な問題が生じた場合は速やかに学長に申し出るものとする。

（審査委員会等の審査期間）

第14条 修士又は博士の学位授与の審査は、当該申請者の課程修了予定学期末の1か月前までに終了するものとする。

2 論文博士の学位授与の審査は、学位授与申請受理後1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を1年以内に限り延長することができる。

（試験）

第15条 修士の学位授与の審査に係る試験は、筆記又は口述で行い、学位論文の内容を中心として学識及び高度の専門性を要する職業等に適応できる能力について審査するものとする。

2 博士の学位授与の審査に係る試験は、筆記又は口述で行い、学位論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識並びに研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の能力又は高度で専門的な職務に従事するに必要な高度の能力について審査するものとする。

3 博士の学位授与に当たっては、公開による論文発表会を行うものとする。

（学力審査）

第16条 論文博士の学位授与の審査については、第13条の審査に先立ち、専攻学術に関して博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための学力審査を行うものとする。ただし、研究科委員会が認めるときは、学力審査の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の学力審査については、学力審査委員会を設けることができる。

3 学力審査の方法及び学力審査委員会の構成については、研究科で定める。

（審査結果報告）

第17条 学位審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、学位論文の審査結果の要旨及び試験の結果による学位授与の適否についての意見を付して、研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の審議の報告）

第18条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、当該申請者に係る修士又は博士の学位の授与について審議し、その可否を決定する。

2 研究科長は、前項による審議結果について学長に文書で上申しなければならない。

（学位授与の決定）

第19条 学長は、前条第2項の上申に基づき、博士前期課程又は修士課程を修了したと認定された者に対しては、修士の学位を、博士後期課程を修了したと認定された者又は論文博士の学位授与を可とするものと決定した者に対しては、博士の学位を授与する。

第4章 雑則

（学位論文要旨等の公表）

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位授与の日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、本学リポジトリにより公表するものとする。

（学位論文の公表）

第21条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に当該学位論文を公表した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科の承認を得て、当該学位の授与に係る論文の全文に代えその内容の要約を公表することができる。この場合において、研究科は、学位論文の全文について求めがあるときは、これを閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文又はその内容の要約を公表するときは、愛知淑徳大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う1項及び2項の規定による公表は、本学の学位を授与した研究科の協力を得て、本学リポジトリにより行うものとする。

（学位授与の取り消し）

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士の学位については当該教授会の議を経て、修士及び博士の学位については当該研究科委員会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（補則）

第23条 この規程に定めるもののほか、修士又は博士の学位審査に必要な事項は、研究科において定めることができる。

（改廃）

第24条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。この場合において、修士又は博士の学位に係る事項については、予め大学院委員会の意見を聞くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表中ビジネス学部及び医療福祉学部に関する部分並びに同条第2項の表中文化創造研究科に関する部分は、平成16年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程施行の際に、現にコミュニケーション研究科人間コミュニケーション専攻に在籍する者の課程修了により授与する学位に付記する専攻分野の名称については、従前の例による。

（愛知淑徳大学学位規程の廃止）

3 愛知淑徳大学学位規程（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の表の改正規定中、医療福祉研究科の項については、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現にコミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻に在籍する学生の所属については、改正後の第4条第2項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に文学研究科国文学専攻、同研究科英文学専攻、同研究科図書館情報学専攻、コミュニケーション研究科心理学専攻、同研究科言語コミュニケーション専攻及び文化創造研究科国際交流専攻に在籍する学生の課程修了により授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第2項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項は平成21年度に研究科に入学する者から適用し、平成20年度までに入学した者についてはなお従前の例による。
- 3 前項、前段の規程に関わらず、医療福祉研究科は平成20年度の入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に現代社会学部、コミュニケーション学部、文化創造学部、医療福祉学部 に在籍する学生に授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第1項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に文学研究科文学専攻、現代社会研究科現代社会専攻、文化創造研究科創造表現専攻、心理学研究科心理学専攻、医療福祉研究科ソーシャルサービス専攻および同研究科コミュニケーション障害学専攻に在籍する学生に授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第2項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に本学大学院博士後期課程に在籍する学生への第8条適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現にメディアプロデュース学部在籍する学生に授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第1項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式第1（学士の学位記）／ 別紙様式第2（修士の学位記）

別紙様式第3（課程博士の学位記）／ 別紙様式第4（論文博士の学位記）

別紙様式第5 学位授与申請書（課程博士）

別紙様式第6 学位授与申請書（論文博士）